

柏市個人情報保護条例改正の概要について

◎改正の時期

平成27年6月議会に上程，平成27年10月に施行予定

◎改正の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。） 第31条

◎改正が必要な理由

番号法は「行政機関個人情報保護法」，「独立行政法人等個人情報保護法」及び「個人情報保護法」の特別法でもある。番号法では，第29条（特定個人情報の保護）及び第30条（情報提供等記録の保護）において「行政機関個人情報保護法」等の一般法の読み替えが規定を置いているが，柏市をはじめとする地方公共団体に扱う個人情報については各団体が定める個人情報保護条例が適用となるため，当該読み替え規定の効果が及ばない。

そのため番号法第31条では，地方公共団体に国と同様の措置を講じるよう義務付けており，柏市においても個人情報保護条例を改正し，特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための規定を整備する必要がある。

◎条例改正を要する事項

区分	条例の改正事項
特定個人情報保護に関する措置	情報提供等記録を除く特定個人情報を目的外利用できる場合を限定する。
	特定個人情報を提供できる場合を，番号法第19条に規定された場合と同じくする。
	本人，法定代理人，任意代理人による情報提供等記録を除く特定個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求を認める。
	以下の場合についても，情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反
	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は，特定個人情報について，かかる規定を適用除外とする。
情報提供等記録に関する措置	情報提供等記録の目的外利用を禁止する。
	情報提供等記録を提供できる場合を，番号法第19条に規定された場合と同じくする。
	本人，法定代理人，任意代理人による情報提供等記録の開示請求，訂正請求を認める。
	情報提供等記録の利用停止請求を認めない。
	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は，情報提供等記録について，かかる規定を適用除外とする。
	情報提供等記録の開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めないようにする。
	情報提供等記録の訂正については，総務大臣および情報照会者または情報提供者に通知するようにする。